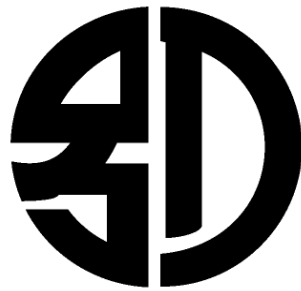


令和7年度版

市 税 概 要

別 府 市



市 章 (大正13年4月1日制定)

市 民 憲 章 (昭和43年1月1日制定)

美しい町をつくりましょう
温泉を大切にしましょう
お客様をあたたかく迎えましょう

市 花 (昭和48年制定)

オオムラサキ(ツツジ科)

常緑低木。市内の街路や公園に多く植栽され、4月下旬から5月中旬の開花時期には赤紫色の大きな花を咲かせる。

市 木 (昭和57年制定)

キンモクセイ(モクセイ科)庭園緑化木

中国原産。秋には黄金色の小花を咲かせ芳香がある。別府の土壌に適しており、庭園などの緑化用として選定された。

クスノキ(クスノキ科)公共緑化木

樹形雄大で風格があり、樹齢も長く、別府を象徴する木としてふさわしい。公園などの緑化用として選定された。

目 次

1 別府市の概要

(1) 位置と地勢	1
(2) 人口・世帯数の推移	2

2 市の行政機構

3～4

3 財政概要

(1) 令和7年度一般会計歳入歳出予算額（当初予算）	5
(2) 令和6年度一般会計決算額	6
(3) 自主財源と依存財源の調（令和6年度 一般会計決算額）	7
(4) 基準財政需要額・基準財政収入額の比較	8
(5) 年度別基準財政収入額調	9

4 税務機構等

(1) 税務職員に関する調	10
(2) 税務機構及び事務分掌	11～12
(3) 令和7年度市税一覧表	13～14
(4) 市税税率の変遷	15～23

5 市税の総括

(1) 一般会計歳入決算に占める市税の割合	24
(2) 令和7年度市税当初予算額	25
(3) 令和6年度市税決算額	26
(4) 市税調定額及び収入額の状況（内訳）	27～31
(5) 市民の市税負担状況	32

6 市民税

(1) 個人市民税	33～34
(2) 法人市民税	35

7 市税の徴収経費	36
8 固定資産税・都市計画税・特別土地保有税	
(1) 納税義務者数	37
(2) 土 地	37～38
(3) 家 屋	39
(4) 償却資産	40
(5) 都市計画税	40
(6) 固定資産の概要	41～43
(7) 国有資産等所在市町村交付金	44
9 軽自動車税	45
10 市たばこ税	46
11 入湯税	47

1 別府市の概況

(1) 位置と地勢

別府市は、九州の北東部、瀬戸内海に接する大分県の東海岸のほぼ中央に位置し、南は野生のニホンザルで有名な高崎山をへだてて県都大分市と隣接、北は県北・国東テクノポリス地域としてハイテク関連企業が進出する国東半島の市や町と接し、西は阿蘇国立公園に属する由布岳、鶴見岳の連山を中心に南北に半円形に連なる鐘状火山(トロイデ)に囲まれその裾野がなだらかに波静かな別府湾に続く扇状地である。

市内には、古くから「別府八湯」と呼ばれる温泉群が点在し、2千8百を数える源泉から湧出する温泉は、毎分10万1千リットルにも及び、医療、浴用等々、市民生活はもとより観光、産業面にも幅広く利用されている。

市役所所在地	面積 (km ²)	位置		広ぼう	
		東 経	北 緯	東西	南北
別府市上野口町 1番15号	125.34	131° 29' 28"	33° 17' 05"	13km	14km

大分県下の状況(令和7年1月1日現在)

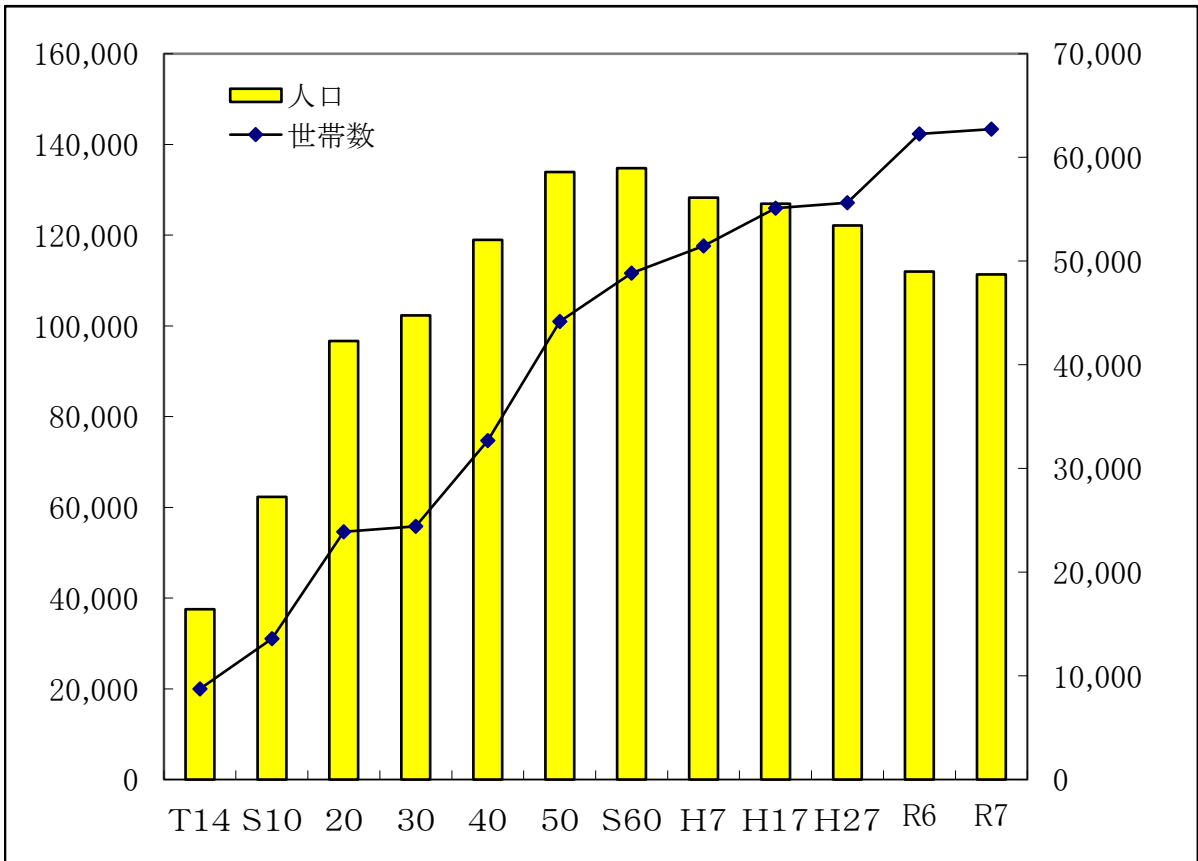
市町村数	14市3町1村
総面積	6,340.71km ²
市部	5,702.48km ²
郡部	638.22km ²

(2) 人口・世帯数の推移

年	人口	世帯数	年	人口	世帯数
T14	37,529	8,748	S60	134,775	48,844
S10	62,346	13,596	H7	128,255	51,453
20	96,685	23,903	H17	126,959	55,108
30	102,330	24,417	H27	122,138	55,624
40	118,938	32,709	R6	112,010	62,260
50	133,894	44,171	R7	111,319	62,728

*平成27年以前の人口・世帯数は、国勢調査による。

*令和5年以降の人口・世帯数は、3月31日現在の住民基本台帳登録による。



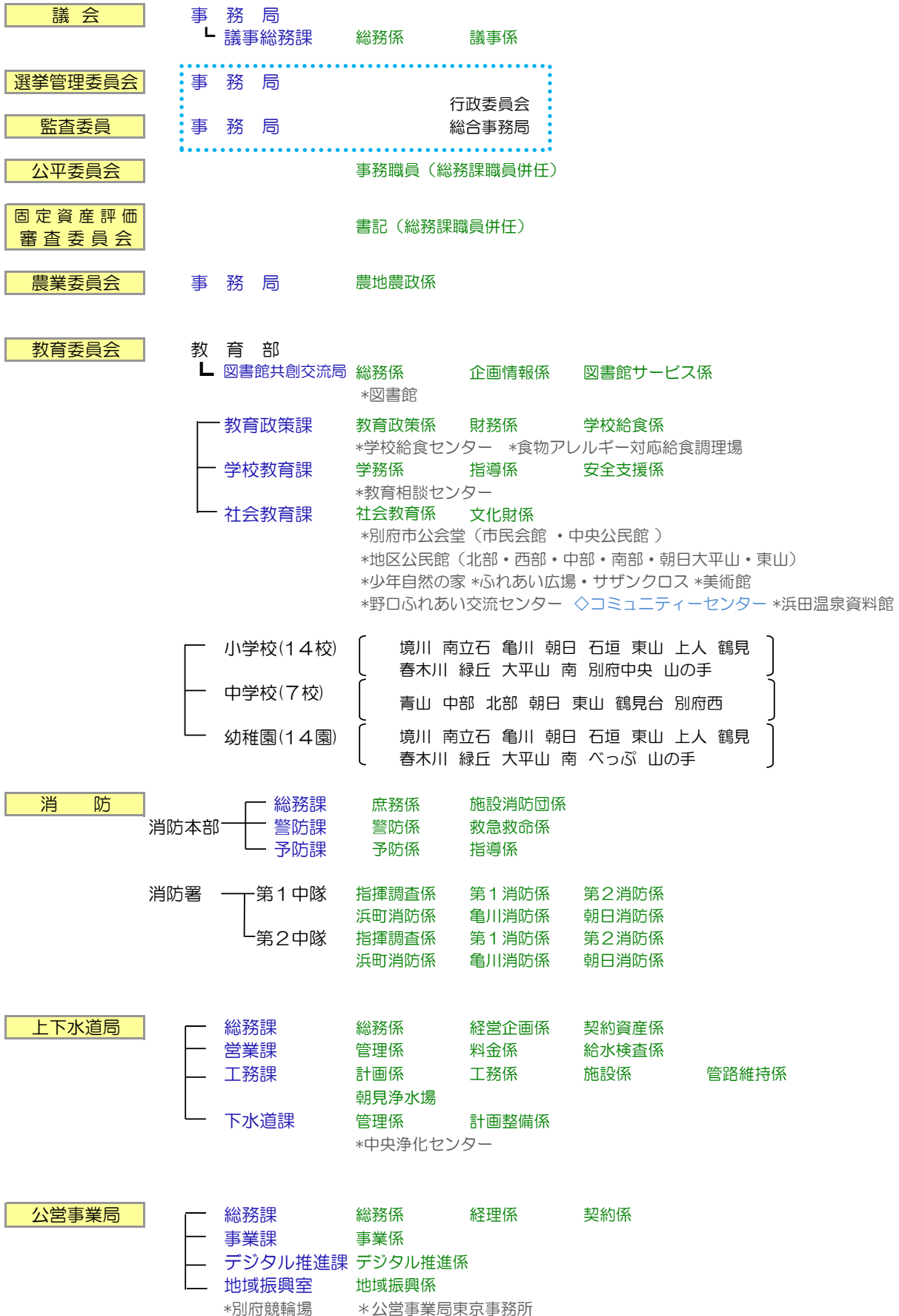
別府市行政組織図〔市長事務部局〕

令和7年4月1日



別府市行政組織図〔市長事務部局以外〕

令和7年4月1日



3 財政概要

(1) 令和7年度 一般会計歳入歳出予算額（当初予算）

(単位:千円, %)

(単位:千円, %)

歳 入		
科 目	予 算 額	構 成 比
市 税	15,825,794	24.0
地方譲与税	439,000	0.7
利子割交付金	6,000	0.0
配当割交付金	67,000	0.1
株式等譲渡所得割交付金	88,000	0.1
法人事業税交付金	242,000	0.4
地方消費税交付金	3,070,000	4.7
ゴルフ場利用税交付金	31,000	0.1
環境性能割交付金	35,000	0.1
国有提供施設等所在市町村 助成交付金	16,000	0.0
地方特例交付金	93,000	0.1
地方交付税	11,081,000	16.8
交通安全対策特別交付金	18,179	0.0
分担金及び負担金	203,693	0.3
使用料及び手数料	952,377	1.4
国庫支出金	15,449,882	23.5
県支出金	5,707,603	8.7
財産収入	366,654	0.6
寄付金	1,142,622	1.7
繰入金	3,608,085	5.5
繰越金	200,000	0.3
諸収入	1,214,411	1.8
市 債	5,962,700	9.1
歳入合計	65,820,000	100.0

歳 出		
科 目	予 算 額	構 成 比
議会費	362,628	0.6
総務費	7,551,087	11.5
民生費	30,368,590	46.1
衛生費	3,964,334	6.0
労働費	87,471	0.1
農林水産業費	512,398	0.8
商工費	768,115	1.2
観光費	2,376,810	3.6
土木費	5,198,769	7.9
消防費	1,588,192	2.4
教育費	8,647,544	13.1
災害復旧費	745,360	1.1
公債費	3,543,750	5.4
諸支出金	4,952	0.0
予備費	100,000	0.2
歳出合計	65,820,000	100.0

(3) 自主財源と依存財源の調 (令和6年度 一般会計決算額)

(単位:千円)

自主財源	
市 税	14,961,062
分担金及び負担金	219,352
使用料及び手数料	950,611
財産収入	523,188
寄附金	1,049,287
繰入金	3,283,432
繰越金	1,072,940
諸収入	1,745,572
計	23,805,444

依存財源	
地方譲与税	284,196
利子割交付金	5,475
配当割交付金	82,642
株式等譲渡所得割交付金	97,210
地方消費税交付金	3,078,688
ゴルフ場利用税交付金	28,432
環境性能割交付金	27,061
国有提供施設等 所在市町村助成交付金	15,868
地方特例交付金	532,308
地方交付税	11,038,681
交通安全対策特別交付金	12,282
国庫支出金	16,133,848
県支出金	4,947,047
市 債	3,849,263
法人事業税交付金	231,151
自動車取得税交付金	0
計	40,364,152

歳入合計 64,169,596

自主財源比率	37.1%
--------	-------

依存財源比率	62.9%
--------	-------

(4) 基準財政需要額・基準財政収入額の比較

(単位:千円)

年 度	R3	R4	R5	R6	R7
基準財政需要額(A)	21,555,643	22,957,139	23,467,232	24,052,079	24,631,398
対前年度比(%)	100.4	106.5	102.2	102.5	102.4
基準財政収入額(B)	12,094,722	12,729,095	13,326,187	13,470,867	13,948,521
対前年度比(%)	95.7	105.3	104.7	101.1	103.6
交付基準額(A)－(B)	9,460,921	10,228,044	10,141,045	10,581,212	10,682,877
対前年度比(%)	107.0	108.1	99.2	104.3	101.0
指数(B)／(A)×100	56.1	55.5	56.8	56.0	56.6
対前年度比(%)	95.4	98.8	102.4	98.6	101.1

(5) 年度別 基準財政収入額調

(単位:千円)

年 度	R3	R4	R5	R6	R7
市 民 税	3,983,045	4,212,157	4,272,766	4,059,167	4,572,576
対前年度比(%)	93.5	105.8	101.4	95.0	112.7
固定資産税	4,476,212	4,693,029	4,884,553	4,929,354	5,029,963
対前年度比(%)	97.9	104.8	104.1	100.9	102.0
軽自動車税	230,894	239,659	246,058	252,068	257,615
対前年度比(%)	101.3	103.8	102.7	102.4	102.2
軽自動車税環境性能割	4,508	10,835	11,257	17,092	19,259
対前年度比(%)	75.4	240.4	103.9	151.8	112.7
市たばこ税	595,981	608,068	648,378	646,525	634,083
対前年度比(%)	94.3	102.0	106.6	99.7	98.1
利子割交付金	12,259	11,579	5,511	3,696	6,662
対前年度比(%)	85.0	94.5	47.6	67.1	180.2
配当割交付金	23,989	29,834	40,573	37,636	50,081
対前年度比(%)	90.7	124.4	136.0	92.8	133.1
株式等譲渡所得割交付金	26,657	39,488	29,688	41,490	68,971
対前年度比(%)	181.4	148.1	75.2	139.8	166.2
法人事業税交付金	82,048	146,353	160,581	172,858	179,874
対前年度比(%)	159.3	178.4	109.7	107.6	104.1
地方消費税交付金	2,362,347	2,382,457	2,640,311	2,563,636	2,695,088
対前年度比(%)	97.9	100.9	110.8	97.1	105.1
ゴルフ場利用税交付金	21,139	20,909	21,408	21,792	19,795
対前年度比(%)	101.4	98.9	102.4	101.8	90.8
自動車取得税交付金	—	—	—	—	—
対前年度比(%)	—	—	—	—	—
環境性能割交付金	13,400	15,761	8,396	23,710	23,525
対前年度比(%)	101.6	117.6	53.3	282.4	99.2
地方揮発油譲与税	67,173	67,207	64,249	63,946	63,311
対前年度比(%)	96.1	100.1	95.6	99.5	99.0
自動車重量譲与税	188,890	190,790	191,715	201,348	205,909
対前年度比(%)	98.8	101.0	100.5	105.0	102.3
森林環境譲与税	14,033	17,846	16,877	20,113	21,604
対前年度比(%)	98.7	127.2	94.6	119.2	107.4
市町村交付金及び市町村納付金	14,270	13,940	17,574	16,736	14,336
対前年度比(%)	101.8	97.7	126.1	95.2	85.7
交通安全対策特別交付金	20,520	20,493	18,999	16,906	14,886
対前年度比(%)	95.1	99.9	92.7	89.0	88.1
東日本大震災に係る特例加算額	202	122	97	0	0
対前年度比(%)	113.5	60.4	79.5	0.0	—
地方特例交付金等	71,964	79,396	78,344	398,845	71,658
対前年度比(%)	97.1	110.3	98.7	509.1	18.0
低工法等による控除額	△ 114,809	△ 70,828	△ 37,065	△ 16,051	△ 590
対前年度比(%)	—	61.7	52.3	43.3	3.7
総 計	12,094,722	12,729,095	13,320,270	13,470,867	13,948,606
対前年度比(%)	95.7	105.3	104.6	101.1	103.6

4 税務機構等

(1) 税務職員に関する調

ア 職員数

(令和7.4.1現在)

部	課	係	課長	参事	補佐	係長	主査	主任	主事	事務員	計	
総務部	市民税課		1								1	
		税制係			1		4				1	6
		普通徴収係			1		3	2			3	9
		特別徴収係			1		2					3
		計	1	0	3	0	9	2	0	4	19	
	資産税課		1									1
		土地係			1		3				2	6
		家屋償却係			1		1	3	2			7
		計	1	0	2	0	4	3	2	2	14	
	債権管理課		1									1
		管理係			2		1		1	1	1	5
		収税係			1		2	1	1	1	6	11
		整理係			1		2				1	4
		計	1	0	4	0	5	1	2	8	21	
	合計			3	0	9	0	18	6	4	14	54

(2) 税務機構及び事務分掌

部	課	係	事 務 分 掌
総務部	市	税制係	1 市税(国民健康保険税を除く。)の総合調整及び調査研究に関すること。 2 法人市民税、軽自動車税、市たばこ税、鉱産税及び入湯税の賦課調定及び脱税検査並びに犯則取締りに関すること。 3 市税の諸証明に関すること。
		普通徴収係	1 市県民税普通徴収分の賦課及び調定に関すること。 2 市県民税普通徴収分の賦課に関する審査請求及び犯則取締りに関すること。 3 その他市県民税普通徴収分に関すること。
		特別徴収係	1 市県民税特別徴収分の賦課及び調定に関すること。 2 市県民税特別徴収分の賦課に関する審査請求及び犯則取締りに関すること。 3 その他市県民税特別徴収分に関すること。
	資産税課	土地係	1 固定資産税土地分の調査、評価、賦課、調定、審査請求及び犯則取締りに関すること。 2 土地課税台帳、土地補充課税台帳及び地図の整理、閲覧に関すること。 3 その他土地に係る固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税に関すること。 4 固定資産税等の諸証明等に関すること。 5 土地に係る固定資産税の諸届処理、諸報告及び通知に関すること。
		家屋償却係	1 固定資産税家屋・償却資産分の調査、評価、賦課、調定、審査請求及び犯則取締りに関すること。 2 家屋・償却資産課税台帳、家屋・償却資産補充課税台帳及び地図の整理、閲覧に関すること。 3 その他家屋・償却資産に係る固定資産税、都市計画税に関すること。 4 家屋・償却資産に係る固定資産税の諸届処理、諸報告及び通知に関すること。 5 国有資産等所在市町村交付金に関すること。

部	課	係	事 務 分 掌
総 務 部	債 権 管 理	管 理 係	1 債権管理事務の総合的な企画に関すること。 2 督促状の発付に関すること。 3 過誤納金の還付又は充当に関すること。 4 市税及び県民税の窓口収納に関すること。
		債 権 管 理	1 市税及び県民税の滞納の徴収に関すること。 2 市税及び県民税の滞納処分に関すること。 3 徴収猶予に関すること。 4 徴収嘱託及び受託に関すること。
		理 整 理 係	1 財産差押処分に関すること。 2 差押財産の保管及び公売に関すること。 3 交付要求及び繰上徴収に関すること。 4 滞納処分の停止及び欠損処分に関すること。 5 換価の猶予に関すること。 6 私債権に係る連絡調整に関すること。

(3) 令和7年度市税一覧表①

税目	概要	課税客体	納税義務者	賦課期日	課税標準及び税率	申告期限	納期限																														
個人市民税		・市内に住所を有する個人(均等割・所得割) ・市内に事務所又は家屋敷を有する個人で、市内に住所を有しないもの。(均等割)		1月1日 (個人市民税)	・個人均等割 3,000円 ・個人所得割 <table border="1"> <tr> <th>課税所得</th> <th>率</th> </tr> <tr> <td>一律</td> <td>6%</td> </tr> </table>	課税所得	率	一律	6%	(個人) 個人申告書 3月15日 給与支払報告書 1月31日	(個人) 普通徴収 第1期 6月30日 第2期 9月1日 第3期 10月31日 第4期 2月2日 特別徴収 毎月徴収の翌月10日																										
課税所得	率																																				
一律	6%																																				
法人市民税		・市内に事務所又は事業所を有する法人(均等割・税制) ・市内に寮・宿泊所・クラブその他これらに類する施設を有する法人で、当該市内に事務所又は事業所を有しないもの及び市内に事務所・事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で、代表者又は管理人の定めのあるもの。(均等割)			・法人均等割 <table border="1"> <thead> <tr> <th>資本等の金額</th> <th>従業者数</th> <th>均等割税率(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50億円を超える</td> <td>50人を超える</td> <td>3,000,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円を超え50億円以下</td> <td>50人を超える</td> <td>1,750,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円を超える</td> <td>50人以下</td> <td>410,000円</td> </tr> <tr> <td>1億円を超え10億円以下</td> <td>50人を超える</td> <td>400,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円を超え1億円以下</td> <td>50人以下</td> <td>160,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円を超え1億円以下</td> <td>50人を超える</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下</td> <td>50人以下</td> <td>130,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下</td> <td>50人を超える</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">上記に掲げる法人以外の法人等</td> <td>50,000円</td> </tr> </tbody> </table> ・法人税制 14.7% 開始事業年度が平成26年9月30日以前の法人 12.1% 開始事業年度が平成26年10月1日から令和元年9月30日以前の法人 8.4% 開始事業年度が令和元年10月1日以後の法人	資本等の金額	従業者数	均等割税率(年額)	50億円を超える	50人を超える	3,000,000円	10億円を超え50億円以下	50人を超える	1,750,000円	10億円を超える	50人以下	410,000円	1億円を超え10億円以下	50人を超える	400,000円	1千万円を超え1億円以下	50人以下	160,000円	1千万円を超え1億円以下	50人を超える	150,000円	1千万円以下	50人以下	130,000円	1千万円以下	50人を超える	120,000円	上記に掲げる法人以外の法人等		50,000円	(法人) 確定申告書 各事業年度終了の日の翌日から2月以内 中間(予定)申告 事業年度開始の日以降6月を経過した日から2月以内	(法人) 申告期限と同一
資本等の金額	従業者数	均等割税率(年額)																																			
50億円を超える	50人を超える	3,000,000円																																			
10億円を超え50億円以下	50人を超える	1,750,000円																																			
10億円を超える	50人以下	410,000円																																			
1億円を超え10億円以下	50人を超える	400,000円																																			
1千万円を超え1億円以下	50人以下	160,000円																																			
1千万円を超え1億円以下	50人を超える	150,000円																																			
1千万円以下	50人以下	130,000円																																			
1千万円以下	50人を超える	120,000円																																			
上記に掲げる法人以外の法人等		50,000円																																			
固定資産税		土地 家屋 償却資産	当該固定資産の所有者	1月1日	・免税点 土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円 ・税率 1.4 100	住宅用地の申告 1月31日 償却資産申告 1月31日	第1期 6月2日 第2期 7月31日 第3期 1月5日 第4期 3月2日																														
軽自動車税(種別割)		原動機付自転車 軽自動車 小型特殊自動車 二輪の小型自動車	当該車の所有者 又は使用者	4月1日	原動機付自転車 <ul style="list-style-type: none"> * 50cc又は0.6kw以下 2,000円 * 90cc又は0.8kw以下 2,000円 * 125cc又は1.0kw以下 2,400円 * ミニカー 3,700円 軽自動車 <ul style="list-style-type: none"> ☆ 二輪のもの 3,600円 ☆ 三輪のもの ☆ 四輪乗用営業用 ☆ 四輪乗用自家用 ☆ 四輪貨物営業用 ☆ 四輪貨物自家用 小型特殊自動車 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 農耕作業用 2,400円 ◇ その他のもの 5,900円 二輪の小型自動車(250ccを超えるもの) 6,000円	・取得申告 所有者等となった日から 15日以内 ・廃車申告 所有者等でなくなった日から30日以内	全期分 6月2日																														

*2019年10月1日より軽自動車税に新たに「環境性能割」が創設され、現行の軽自動車税は、「種別割」と名称が変更となる。

(3) 令和7年度市税一覧表②

税目	概要	課税客体	納税義務者	賦課期日	課税標準及び税率			申告期限	納期
					電気自動車	自家用	営業		
軽自動車税 (環境性能割) *2019年10月1日から	新車・中古車を問わず、50万円を超える軽自動車の取得価格に対して	軽自動車の取得者	軽自動車の取得時(購入時)	ガソリン車・ハイブリッド車	★★★★かつ令和2年度燃費基準116%以上達成	非課税	非課税	*当分の間、軽自動車の取得時に県が賦課徴収等を行う	
					★★★★かつ令和2年度燃費基準102%達成	1.0%	0.5%		
					★★★★かつ令和2年度燃費基準87%達成	2.0%	1.0%		
					上記以外の軽自動車		2.0%		
					市たばこ税	売り渡した製造たばこ	製造たばこの製造者 特定販売業者 卸売販売業者		1,000本につき6,552円
入湯税 *平成31年4月1日より 超過課税を実施	鉱泉浴場における入湯行為	入湯客	入湯客1人1日につき、宿泊料金又は飲食料金が				翌月末日	申告期限と同一	
			◎1,500円以上2,000円以下のもの (7泊8日以上滞在者 25円)	50円					
			◎2,001円以上4,500円以下のもの (7泊8日以上滞在者 50円)	100円					
			◎4,501円以上6,000円以下のもの (7泊8日以上滞在者 75円)	150円					
			◎6,001円以上50,000円以下のもの (7泊8日以上滞在者 125円)	250円					
			◎50,001円以上のもの (7泊8日以上滞在者 250円)	500円					
			◎娯楽施設を有する場所における鉱泉浴場を利用するもの	40円					
都市計画税	市街化区域内の土地・家屋	当該固定資産の所有者	1月1日	・税率	0.25 100			固定資産税の納期と同一	
交付金	交付金 国、地方公共団体の 固定資産で貸付資産 等	国、地方公共団体	前年 3月31日	算定標準額の	1.4 100			・交付金 毎年6月30日	

(4) 市税税率の変遷

年度		平成20		平成21		
税目						
市 民 税	個人均等割	市民税 3,000円 県民税 1,500円(大分県森林環境税500円を含む)		同		
	個人所得割	課税標準額	税率	同		
		一律	6%			
		(県民税税率)				
	法人均等割	資本等の金額	従業者数	均等割税率・年額	同	
		50億円を超える法人	50人を超える	3,000,000円		
		10億円を超え50億円以下の法人	50人を超える	1,750,000円		
		10億円を超える法人	50人以下	410,000円		
		1億円を超え10億円以下の法人	50人を超える	400,000円		
			50人以下	160,000円		
1千万円を超え1億円以下の法人		50人を超える	150,000円			
		50人以下	130,000円			
1千万円以下の法人	50人を超える	120,000円				
	上記に掲げる法人以外の法人等		50,000円			
法人税割	100分の14.7		同			
固定資産税	100分の1.4		同			
軽自動車税 (種別割)	原動機付自転車	<ul style="list-style-type: none"> * 50cc以下 1,000円 * 90cc以下 1,200円 * 125cc以下 1,600円 * ミニカー 2,500円 ☆ 二輪 2,400円 	同			
*R1.10.1より軽自動車税は、「種別割」と「環境性能割」の2つで構成されます	軽自動車	☆ 三輪 3,100円				
		☆ 四輪乗用 営業用 5,500円				
		自家用 7,200円				
		☆ 四輪貨物 営業用 3,000円				
自家用 4,000円						
小型特殊自動車	◇ 農耕作業用 1,600円					
	◇ その他のもの 4,700円					
二輪の小型自動車	□ 4,000円					
軽自動車税 (環境性能割) (R1.10.1より)						
市たばこ税	(平成18年7月1日より) 1,000本につき3,298円 ただし、旧三級品は、1,000本につき1,564円		同			
特別土地保有税	課税停止		同			
入湯税	宿泊料金又は飲食料金が ◇2,000円以下のもの 50円 ◇2,001円以上4,500円以下のもの 100円 ◇4,501円以上のもの 150円 ◇娯楽施設を有する場所における鉱泉浴場を利用するもの 40円		同			
都市計画税	100分の0.25		同			

平成26	平成27
市民税 3,500円 県民税 2,000円(大分県森林環境税500円を含む)	同
同	同
同	同
14.7%/(事業開始年度がH26.10.1以後の法人より)12.1%	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同

平成28		平成29																									
同		同																									
同		同																									
同		同																									
同		同																									
同		同																									
原動機付自転車 <ul style="list-style-type: none"> * 50cc以下 2,000円 * 90cc以下 2,000円 * 125cc以下 2,400円 * ミニカー 3,700円 ☆ 二輪 3,600円 																											
軽自動車 <ul style="list-style-type: none"> ☆ 三輪 ☆ 四輪乗用 営業用 自家用 ☆ 四輪貨物 営業用 自家用 	<table border="1" style="font-size: small;"> <thead> <tr> <th></th> <th>①平成27年3月31日以前に新規検査を受けた車両</th> <th>②平成27年4月1日以後に新規検査を受けた車両</th> <th>③新規検査から13年経過した車両</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>☆ 三輪</td> <td>3,100円</td> <td>3,900円</td> <td>4,600円</td> </tr> <tr> <td>☆ 四輪乗用 営業用</td> <td>5,500円</td> <td>6,900円</td> <td>8,200円</td> </tr> <tr> <td> 自家用</td> <td>7,200円</td> <td>10,800円</td> <td>12,900円</td> </tr> <tr> <td>☆ 四輪貨物 営業用</td> <td>3,000円</td> <td>3,800円</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td> 自家用</td> <td>4,000円</td> <td>5,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> </tbody> </table>		①平成27年3月31日以前に新規検査を受けた車両	②平成27年4月1日以後に新規検査を受けた車両	③新規検査から13年経過した車両	☆ 三輪	3,100円	3,900円	4,600円	☆ 四輪乗用 営業用	5,500円	6,900円	8,200円	自家用	7,200円	10,800円	12,900円	☆ 四輪貨物 営業用	3,000円	3,800円	4,500円	自家用	4,000円	5,000円	6,000円		同
	①平成27年3月31日以前に新規検査を受けた車両	②平成27年4月1日以後に新規検査を受けた車両	③新規検査から13年経過した車両																								
☆ 三輪	3,100円	3,900円	4,600円																								
☆ 四輪乗用 営業用	5,500円	6,900円	8,200円																								
自家用	7,200円	10,800円	12,900円																								
☆ 四輪貨物 営業用	3,000円	3,800円	4,500円																								
自家用	4,000円	5,000円	6,000円																								
小型特殊自動車 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 農耕作業用 2,400円 ◇ その他のもの 5,900円 																											
二輪の小型自動車 <ul style="list-style-type: none"> □ 6,000円 																											
同 (ただし、旧三級品は、1,000本につき2,925円)		同 (ただし、旧三級品は、1,000本につき3,355円)																									
同		同																									
同		同																									
同		同																									

平成30	令和元年
同	同
同	同
同	同
同	12.1%/(事業開始年度がR1.10.1以後の法人より)8.4%
同	同
同	同
	令和元年10月1日以後の軽自動車の取得に対して適用され、新車・中古車を問わず取得された車両(取得価格が50万円を超えるもの)に対して課税される
平成30年10月1日以降は5,692円 (ただし、旧三級品は、平成30年4月1日以降は1,000本につき4,000円)	同 (ただし、旧三級品は、令和元年10月1日以降は1,000本につき5,692円)
同	同
同	宿泊料金又は飲食料金が ◇1,500円以上2,000円以下のもの 50円 ◇2,001円以上4,500円以下のもの 100円 ◇4,501円以上6,000円以下のもの 150円 ◇6,001円以上50,000円以下のもの 250円 ◇50,001円以上のもの 500円 ◇娯楽施設を有する場所における鉱泉浴場を利用するもの 40円
同	同

令和2年	令和3年
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同 (ただし、令和2年10月1日以降は 1,000本につき6,122円)	同 (ただし、令和3年10月1日以降は 1,000本につき6,552円)
同	同
同	同
同	同

令和4年	令和5年
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
1,000本につき6,552円	同
同	同
同	同
同	同

令和6年		令和7年																								
市民税 3,000円 県民税 1,500円(大分県森林環境税500円を含む) 森林環境税(国税)1,000円をあわせて徴収																										
同		同																								
同		同																								
同		同																								
同		同																								
定格出力追加 原動機付自転車 <ul style="list-style-type: none"> * 50cc又は0.6KW以下 2,000円 * 90cc又は0.8KW以下 2,000円 * 125cc又は1.0KW以下 2,400円 * ミニカー 3,700円 ☆ 二輪 3,600円 軽自動車 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>①平成27年3月31日以前に新規検査を受けた車両</th> <th>②平成27年4月1日以後に新規検査を受けた車両</th> <th>③新規検査から13年経過した車両</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>☆ 三輪</td> <td>3,100円</td> <td>3,900円</td> <td>4,600円</td> </tr> <tr> <td>☆ 四輪乗用 営業用</td> <td>5,500円</td> <td>6,900円</td> <td>8,200円</td> </tr> <tr> <td> 自家用</td> <td>7,200円</td> <td>10,800円</td> <td>12,900円</td> </tr> <tr> <td>☆ 四輪貨物 営業用</td> <td>3,000円</td> <td>3,800円</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td> 自家用</td> <td>4,000円</td> <td>5,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> </tbody> </table> 小型特殊自動車 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 農耕作業用 2,400円 ◇ その他のもの 5,900円 二輪の小型自動車 <ul style="list-style-type: none"> □ 6,000円 		①平成27年3月31日以前に新規検査を受けた車両	②平成27年4月1日以後に新規検査を受けた車両	③新規検査から13年経過した車両	☆ 三輪	3,100円	3,900円	4,600円	☆ 四輪乗用 営業用	5,500円	6,900円	8,200円	自家用	7,200円	10,800円	12,900円	☆ 四輪貨物 営業用	3,000円	3,800円	4,500円	自家用	4,000円	5,000円	6,000円	同	
	①平成27年3月31日以前に新規検査を受けた車両	②平成27年4月1日以後に新規検査を受けた車両	③新規検査から13年経過した車両																							
☆ 三輪	3,100円	3,900円	4,600円																							
☆ 四輪乗用 営業用	5,500円	6,900円	8,200円																							
自家用	7,200円	10,800円	12,900円																							
☆ 四輪貨物 営業用	3,000円	3,800円	4,500円																							
自家用	4,000円	5,000円	6,000円																							
同		同																								
同		同																								
同		同																								
同		同																								
同		同																								

5 市税の総括

(1) 一般会計歳入決算に占める市税の割合

(単位:%)

区 分		年 度				
		R2	R3	R4	R5	R6
市 税	市 民 税	(39.7%) 7.9	(39.7%) 8.7	(37.8%) 8.9	(37.0%) 8.6	(36.3%) 8.4
	固定資産税	(43.2%) 8.7	(42.4%) 9.2	(43.4%) 10.3	(43.7%) 10.2	(44.4%) 10.3
	特別土地保有税	(0.0%) 0.0	(0.0%) 0.0	(0.0%) 0.0	(0.0%) 0.0	(0.0%) 0.0
	市たばこ税	(5.6%) 1.1	(6.0%) 1.3	(6.0%) 1.4	(5.9%) 1.4	(5.7%) 1.3
	入 湯 税	(1.6%) 0.3	(1.9%) 0.4	(2.9%) 0.7	(3.6%) 0.8	(3.7%) 0.9
	都市計画税	(7.7%) 1.5	(7.6%) 1.7	(7.6%) 1.8	(7.5%) 1.7	(7.5%) 1.8
	その他の税 (軽自動車税のみ)	(2.2%) 0.5	(2.4%) 0.5	(2.3%) 0.5	(2.3%) 0.5	(2.4%) 0.6
	計	(100.0%) 20.0	(100.0%) 21.8	(100.0%) 23.6	(100.0%) 23.2	(100.0%) 23.3
その他の収入		80.0	78.2	76.4	76.8	76.7
合 計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(2) 令和7年度市税当初予算額

(単位:千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1 市 民 税	5,982,761	5,281,493	701,268
個 人	5,238,059	4,508,574	729,485
現年課税分	5,214,277	4,475,096	739,181
滞納繰越分	23,782	33,478	-9,696
法 人	744,702	772,919	-28,217
現年課税分	744,219	770,570	-26,351
滞納繰越分	483	2,349	-1,866
2 固 定 資 産 税	6,862,867	6,465,819	397,048
純 固 定 資 産	6,843,753	6,443,505	400,248
現年課税分	6,813,155	6,400,202	412,953
土 地	1,786,788	1,784,768	2,020
家 屋	3,953,565	3,650,404	303,161
償却資産	1,072,802	965,030	107,772
滞納繰越分	30,598	43,303	-12,705
交 付 金	19,114	22,314	-3,200
3 軽 自 動 車 税	381,323	360,316	21,007
環 境 性 能 割	26,098	15,384	10,714
種 別 割	355,225	344,932	10,293
現年課税分	354,253	343,114	11,139
滞納繰越分	972	1,818	-846
4 市 た ば こ 税	858,234	876,364	-18,130
現年課税分	858,234	876,364	-18,130
5 鉦 産 税	1	1	0
6 特 別 土 地 保 有 税	0	0	0
滞納繰越分	0	0	0
7 入 湯 税	587,264	567,615	19,649
現年課税分	587,015	566,996	20,019
滞納繰越分	249	619	-370
8 都 市 計 画 税	1,153,344	1,100,672	52,672
現年課税分	1,147,998	1,093,168	54,830
滞納繰越分	5,346	7,504	-2,158
合 計	15,825,794	14,652,280	1,173,514

(3) 令和6年度市税決算額

(単位:千円)

目	調定額	収入済額	不納欠損額	還付未済額	収入未済額
1 市民税	5,541,175	5,427,378	35,140	356	79,013
個人	4,730,719	4,638,051	18,869	205	74,004
現年課税分	4,635,594	4,607,248	1,066	205	27,485
滞納繰越分	95,125	30,803	17,803		46,519
法人	810,456	789,327	16,271	151	5,009
現年課税分	789,333	787,224	0	151	2,260
滞納繰越分	21,123	2,103	16,271	0	2,749
2 固定資産	6,719,740	6,637,282	8,961	446	73,943
純固定資産	6,697,426	6,614,968	8,961	446	73,943
現年課税分	6,601,256	6,570,727	1,451	408	29,486
土地	1,792,500	1,784,211	394	111	8,006
家屋	3,789,180	3,771,656	833	234	16,925
償却資産	1,019,576	1,014,860	224	63	4,555
滞納繰越分	96,170	44,241	7,510	38	44,457
交付金	22,314	22,314	0	0	0
3 軽自動車税	370,654	363,586	1,153	6	5,921
種別割	346,183	339,115	1,153	6	5,921
現年課税分	339,900	337,367	70	6	2,469
滞納繰越分	6,283	1,748	1,083	0	3,452
環境性能割	24,471	24,471	0	0	0
4 市たばこ税	852,179	852,179	0	0	0
現年課税分	852,179	852,179	0	0	0
滞納繰越分	0	0	0	0	0
5 鉱産税	—	—	—	—	—
6 特別土地保有税	0	0	0	0	0
滞納繰越分	0	0	0	0	0
7 入湯税	553,842	553,200	0	0	642
現年課税分	553,411	553,199	0	0	212
滞納繰越分	431	1	0	0	430
8 都市計画税	1,141,490	1,127,437	1,527	76	12,602
現年課税分	1,125,099	1,119,897	247	70	5,025
滞納繰越分	16,391	7,540	1,280	6	7,577
合計	15,179,080	14,961,062	46,781	884	172,121

(4) 市税調定額及び収入額の状況(内訳)

(単位:千円,%)

税 目			年 度			
			R2			
			調定額	収入額	収入率	収入額増減率
市 民 税	個 人	現年課税分	4,833,214	4,780,240	98.9	-0.1
		均等割	185,056	183,027	98.9	0.9
		所得割	4,648,158	4,597,213	98.9	-0.2
		滞納繰越分	173,935	64,152	36.9	-1.0
		計	5,007,149	4,844,392	96.7	-0.2
	法 人	現年課税分	637,567	624,769	98.0	-19.2
		均等割	281,466	275,816	98.0	-6.0
		税割	356,101	348,953	98.0	-27.3
		滞納繰越分	18,579	5,501	29.6	90.9
		計	656,146	630,270	96.1	-18.8
合 計			5,663,295	5,474,662	96.7	-2.7
固 定 資 産 税	固 定 資 産 税	現年課税分	6,035,888	5,838,357	96.7	0.2
		土地	1,801,165	1,742,219	96.7	-1.6
		家屋	3,478,350	3,364,517	96.7	1.6
		償却資産	756,373	731,621	96.7	-1.8
		滞納繰越分	265,444	102,287	38.5	2.2
	計	6,301,332	5,940,644	94.3	0.2	
	交 付 金	18,685	18,685	100.0	-0.4	
合 計			6,320,017	5,959,329	94.3	0.2
軽 自 動 車 税	種 別 割	現年課税分	302,821	299,310	98.8	3.6
		滞納繰越分	12,155	4,812	39.6	7.5
		計	314,976	304,122	96.6	3.7
	環 境 性 能 割	6,708	6,708	100.0	173.5	
合 計			321,684	310,830	-	-
市たばこ税	現年課税分	766,026	766,026	100.0	-8.1	
	滞納繰越分	0	0	-	-	
	計	766,026	766,026	100.0	-8.1	
鉦 産 税			-	-	-	-
特別土地 保有税	現年課税分	0	0	-	-	
	滞納繰越分	0	0	-	-	
	計	0	0	-	-	
入湯税	現年課税分	222,079	219,385	98.8	-52.8	
	滞納繰越分	5,761	3,864	67.1	516.3	
	計	227,840	223,249	98.0	-52.0	
都市計画税	現年課税分	1,075,484	1,040,288	96.7	1.0	
	滞納繰越分	47,297	18,225	38.5	3.0	
	計	1,122,781	1,058,513	94.3	1.0	
合 計	現年課税分	13,898,472	13,593,768	97.8	-3.1	
	滞納繰越分	523,171	198,841	38.0	4.3	
	計	14,421,643	13,792,609	95.6	-3.0	

(単位:千円,%)

税 目			R3			
			調定額	収入額	収入率	収入額増減率
市 民 税	個 人	現年課税分	4,744,193	4,692,191	98.9	-1.8
		均等割	182,327	180,328	98.9	-1.5
		所得割	4,561,866	4,511,863	98.9	-1.9
		滞納繰越分	154,860	52,556	33.9	-18.1
		計	4,899,053	4,744,747	96.9	-2.1
	法 人	現年課税分	663,956	646,279	97.3	3.4
		均等割	292,561	284,771	97.3	3.2
		税割	371,395	361,508	97.3	3.6
		滞納繰越分	25,339	12,995	51.3	136.2
		計	689,295	659,274	95.6	4.6
合 計			5,588,348	5,404,021	96.7	-1.3
固 定 資 産 税	固 定 資 産 税	現年課税分	5,616,962	5,564,175	99.1	-4.7
		土地	1,787,721	1,770,920	99.1	1.6
		家屋	3,140,372	3,110,859	99.1	-7.5
		償却資産	688,869	682,396	99.1	-6.7
		滞納繰越分	344,634	177,905	51.6	73.9
	計	5,961,596	5,742,080	96.3	-3.3	
	交 付 金	19,027	19,027	100.0	1.8	
合 計			5,980,623	5,761,107	96.3	-3.3
軽 自 動 車 税	種 別 割	現年課税分	311,375	308,733	99.2	3.1
		滞納繰越分	9,585	3,489	36.4	-27.5
		計	320,960	312,222	97.3	2.7
	環 境 性 能 割	9,539	9,539	100.0	42.2	
合 計			330,499	321,761	-	-
市たばこ税	現年課税分	815,838	815,838	100.0	6.5	
	滞納繰越分	0	0	-	-	
	計	815,838	815,838	100.0	6.5	
鉦 産 税			-	-	-	-
特別土地 保有税	現年課税分	0	0	-	-	
	滞納繰越分	0	0	-	-	
	計	0	0	-	-	
入湯税	現年課税分	257,495	257,413	100.0	17.3	
	滞納繰越分	4,590	1,981	43.2	-48.7	
	計	262,085	259,394	99.0	16.2	
都市計画税	現年課税分	1,012,130	1,002,617	99.1	-3.6	
	滞納繰越分	62,100	32,057	51.6	75.9	
	計	1,074,230	1,034,674	96.3	-2.3	
合 計	現年課税分	13,450,515	13,315,812	99.0	-2.0	
	滞納繰越分	601,108	280,983	46.7	41.3	
	計	14,051,623	13,596,795	96.8	-1.4	

(単位:千円,%)

税 目			R4			
			年度	調定額	収入額	収入率
市 民 税	個 人	現年課税分	4,800,349	4,762,766	99.2	1.5
		均等割	182,025	180,600	99.2	0.2
		所得割	4,618,324	4,582,166	99.2	1.6
		滞納繰越分	142,851	45,186	31.6	-14.0
		計	4,943,200	4,807,952	97.3	1.3
	法 人	現年課税分	674,313	671,845	99.6	4.0
		均等割	303,844	302,731	99.6	6.3
		税割	370,469	369,114	99.6	2.1
		滞納繰越分	23,208	3,174	13.7	-75.6
		計	697,521	675,019	96.8	2.4
合 計			5,640,721	5,482,971	97.2	1.5
固 定 資 産 税	固 定 資 産 税	現年課税分	6,249,095	6,203,025	99.3	11.5
		土地	1,792,988	1,779,769	99.3	0.5
		家屋	3,547,922	3,521,765	99.3	13.2
		償却資産	908,185	901,491	99.3	32.1
		滞納繰越分	171,309	84,981	49.6	-52.2
	計	6,420,404	6,288,006	97.9	9.5	
	交 付 金	18,586	18,586	100.0	-2.3	
合 計			6,438,990	6,306,592	97.9	9.5
軽 自 動 車 税	種 別 割	現年課税分	321,834	319,331	99.2	3.4
		滞納繰越分	7,692	2,405	31.3	-31.1
		計	329,526	321,736	97.6	3.0
	環 境 性 能 割	15,909	15,909	100.0	66.8	
合 計			345,435	337,645	97.7	4.9
市たばこ税	現年課税分	877,138	877,138	100.0	7.5	
	滞納繰越分	0	0	-	-	
	計	877,138	877,138	100.0	7.5	
鉦 産 税			-	-	-	-
特別土地 保有税	現年課税分	0	0	-	-	
	滞納繰越分	0	0	-	-	
	計	0	0	-	-	
入湯税	現年課税分	426,290	426,240	100.0	65.6	
	滞納繰越分	2,600	676	26.0	-65.9	
	計	428,890	426,916	99.5	64.6	
都市計画税	現年課税分	1,090,186	1,082,149	99.3	7.9	
	滞納繰越分	29,886	14,826	49.6	-53.8	
	計	1,120,072	1,096,975	97.9	6.0	
合 計	現年課税分	14,473,700	14,376,989	99.3	8.0	
	滞納繰越分	377,546	151,248	40.1	-46.2	
	計	14,851,246	14,528,237	97.8	6.9	

(単位:千円,%)

税 目			R5			
			調定額	収入額	収入率	収入額増減率
市 民 税	個 人	現年課税分	4,873,986	4,840,248	99.3	1.6
		均等割	182,916	181,650	99.3	0.6
		所得割	4,691,070	4,658,598	99.3	1.7
		滞納繰越分	119,062	37,553	31.5	-16.9
		計	4,993,048	4,877,801	97.7	1.5
	法 人	現年課税分	651,402	649,342	99.7	-3.3
		均等割	297,839	296,897	99.7	-1.9
		税割	353,563	352,445	99.7	-4.5
		滞納繰越分	22,073	1,762	8.0	-44.5
		計	673,475	651,104	96.7	-3.5
合 計		5,666,523	5,528,905	97.6	0.8	
固 定 資 産 税	固 定 資 産 税	現年課税分	6,501,229	6,466,176	99.5	4.2
		土地	1,790,258	1,780,606	99.5	0.0
		家屋	3,752,025	3,731,795	99.5	6.0
		償却資産	958,946	953,775	99.5	5.8
		滞納繰越分	118,759	33,818	28.5	-60.2
	計	6,619,988	6,499,994	98.2	3.4	
	交 付 金	23,432	23,432	100.0	26.1	
合 計		6,643,420	6,523,426	98.2	3.4	
軽 自 動 車 税	種 別 割	現年課税分	330,625	328,310	99.3	2.8
		滞納繰越分	6,777	1,675	24.7	-30.4
		計	337,402	329,985	97.8	2.6
	環 境 性 能 割	17,600	17,600	100.0	10.6	
合 計		355,002	347,585	97.9	2.9	
市たばこ税	現年課税分	873,209	873,209	100.0	-0.4	
	滞納繰越分	0	0	-	-	
	計	873,209	873,209	100.0	-0.4	
鉦 産 税		-	-	-	-	
特別土地 保有税	現年課税分	0	0	-	-	
	滞納繰越分	0	0	-	-	
	計	0	0	-	-	
入湯税	現年課税分	535,313	535,312	100.0	25.6	
	滞納繰越分	1,473	0	0.0	-100.0	
	計	536,786	535,312	99.7	25.4	
都市計画税	現年課税分	1,118,452	1,112,421	99.5	2.8	
	滞納繰越分	20,431	5,818	28.5	-60.8	
	計	1,138,883	1,118,239	98.2	1.9	
合 計	現年課税分	14,925,248	14,846,050	99.5	3.3	
	滞納繰越分	288,575	80,626	27.9	-46.7	
	計	15,213,823	14,926,676	98.1	2.7	

(単位:千円,%)

税 目			年 度			
			R6			
			調定額	収入額	収入率	収入額増減率
市 民 税	個 人	現年課税分	4,635,594	4,607,248	99.4	-4.8
		均等割	159,607	158,632	99.4	-12.7
		所得割	4,475,987	4,448,616	99.4	-4.5
		滞納繰越分	95,125	30,803	32.4	-18.0
		計	4,730,719	4,638,051	98.0	-4.9
	法 人	現年課税分	789,333	787,224	99.7	21.2
		均等割	311,299	310,468	99.7	4.6
		税割	478,034	476,756	99.7	35.3
		滞納繰越分	21,123	2,103	10.0	19.4
		計	810,456	789,327	97.4	21.2
合 計			5,541,175	5,427,378	97.9	-1.8
固 定 資 産 税	固 定 資 産 税	現年課税分	6,601,256	6,570,727	99.5	1.6
		土地	1,792,500	1,784,211	99.5	0.2
		家屋	3,789,180	3,771,656	99.5	1.1
		償却資産	1,019,576	1,014,860	99.5	6.4
		滞納繰越分	96,170	44,241	46.0	30.8
	計	6,697,426	6,614,968	98.8	1.8	
	交 付 金	22,314	22,314	100.0	-4.8	
合 計			6,719,740	6,637,282	98.8	1.7
軽 自 動 車 税	種 別 割	現年課税分	339,900	337,367	99.3	2.8
		滞納繰越分	6,283	1,748	27.8	4.4
		計	346,183	339,115	98.0	2.8
	環 境 性 能 割	24,471	24,471	100.0	39.0	
合 計			370,654	363,586	98.1	4.6
市たばこ税	現年課税分	852,179	852,179	100.0	-2.4	
	滞納繰越分	0	0	-	-	
	計	852,179	852,179	100.0	-2.4	
鉦 産 税			-	-	-	-
特別土地 保有税	現年課税分	0	0	-	-	
	滞納繰越分	0	0	-	-	
	計	0	0	-	-	
入湯税	現年課税分	553,411	553,199	100.0	3.3	
	滞納繰越分	431	1	0.2	-	
	計	553,842	553,200	99.9	3.3	
都市計画税	現年課税分	1,125,099	1,119,897	99.5	0.7	
	滞納繰越分	16,391	7,540	46.0	29.6	
	計	1,141,490	1,127,437	98.8	0.8	
合 計	現年課税分	14,943,557	14,874,626	99.5	0.2	
	滞納繰越分	235,523	86,436	36.7	7.2	
	計	15,179,080	14,961,062	98.6	0.2	

(5) 市民の市税負担状況

(令和6年度決算による)

区 分	調 定 額 A (千円)	一人当り負担額 A/111,319人 (円)	一世帯当り負担額 A/62,728世帯 (円)
市 民 税	5,424,927	48,733	86,483
個 人	4,635,594	41,642	73,900
法 人	789,333	7,091	12,583
固定資産税	6,623,570	59,501	105,592
軽自動車税	364,371	3,273	5,809
市たばこ税	852,179	7,655	13,585
特別土地保有税	0	0	0
入 湯 税	553,411	4,971	8,822
都市計画税	1,125,099	10,107	17,936
計	14,943,557	134,240	238,227

※調定額は、現年課税分のみ。

※人口及び世帯数は、令和7年3月31日現在の住民基本台帳登録人口による。

6 市民税

(1) 個人市民税

ア 納税義務者数及び市民税額

(単位:人,千円)

区 分	納税義務者数	市 民 税 額		
		均等割額	所得割額	計
均等割のみを納める者	4,277	12,831		12,831
均等割と所得割を納める者	49,474	148,422	5,131,476	5,279,898
計	53,751	161,253	5,131,476	5,292,729

(令和7年度課税状況調による)

イ 所得割額の所得種類別構成比

(単位:人,%,千円)

区 分 所得種類別	人 員		総所得金額		所得割額	
		構成比		構成比		構成比
給 与	39,513	79.9	122,184,639	82.7	4,134,284	80.6
営 業	1,777	3.6	6,504,788	4.4	243,970	4.8
農 業	13	0.0	27,339	0.0	816	0.0
そ の 他	7,550	15.3	15,884,777	10.8	473,936	9.2
分 離	621	1.2	3,098,607	2.1	277,628	5.4
計	49,474	100.0	147,700,150	100.0	5,130,634	100.0

(令和7年度課税状況調による)

ウ 課税標準段階別調

(令和7年度課税状況調による)

課税標準段階	給与所得者				営業所得者				農業所得者				その他の所得者				分離課税所得者				計			
	人 員			構成比	人 員			構成比	人 員			構成比	人 員			構成比	人 員			構成比	人 員			構成比
	納税義務あり	納税義務なし	計		納税義務あり	納税義務なし	計		納税義務あり	納税義務なし	計		納税義務あり	納税義務なし	計		納税義務あり	納税義務なし	計		納税義務あり	納税義務なし	計	
10万円以下の金額	143	1,159	1,302	3.3	2	95	97	5.5	0	2	2	15.4	3	641	644	8.5	138	8	146	23.5	286	1,905	2,191	4.4
10万円を超え 100万円以下の金額	6,578	6,175	12,753	32.3	169	519	688	38.7	1	4	5	38.4	950	3,954	4,904	65.0	96	25	121	19.5	7,794	10,677	18,471	37.3
100万円を超え 200万円以下の金額	10,809	2,290	13,099	33.2	277	118	395	22.2	1	2	3	23.1	1,028	261	1,289	17.1	91	13	104	16.7	12,206	2,684	14,890	30.1
200万円を超え 300万円以下の金額	5,402	1,137	6,539	16.5	201	45	246	13.9	1	0	1	7.7	334	10	344	4.6	59	10	69	11.1	5,997	1,202	7,199	14.6
300万円を超え 400万円以下の金額	2,707	381	3,088	7.8	114	15	129	7.3	2	0	2	15.4	126	1	127	1.7	41	3	44	7.1	2,990	400	3,390	6.9
400万円を超え 550万円以下の金額	1,371	32	1,403	3.6	69	1	70	3.9	0	0	0	0.0	99	2	101	1.3	46	0	46	7.4	1,585	35	1,620	3.3
550万円を超え 700万円以下の金額	414	0	414	1.0	54	0	54	3.0	0	0	0	0.0	57	0	57	0.8	19	0	19	3.0	544	0	544	1.1
700万円を超え 1,000万円以下の金額	413	0	413	1.0	36	0	36	2.0	0	0	0	0.0	40	0	40	0.5	21	0	21	3.4	510	0	510	1.0
1,000万円を超える金額 2,000万円以下の金額	376	0	376	1.0	45	0	45	2.5	0	0	0	0.0	33	0	33	0.4	32	0	32	5.2	486	0	486	1.0
2,000万円を超える金額 5,000万円以下の金額	108	0	108	0.3	14	0	14	0.8	0	0	0	0.0	10	0	10	0.1	14	0	14	2.3	146	0	146	0.3
5,000万円を超える金額 1億円以下の金額	17	0	17	0.0	2	0	2	0.1	0	0	0	0.0	0	0	0	0.0	4	0	4	0.6	23	0	23	0.0
1億円を超える金額	1	0	1	0.0	1	0	1	0.1	0	0	0	0.0	1	0	1	0.0	1	0	1	0.2	4	0	4	0.0
計	28,339	11,174	39,513	100.0	984	793	1,777	100.0	5	8	13	100.0	2,681	4,869	7,550	100.0	562	59	621	100.0	32,571	16,903	49,474	100.0

(2) 法人市民税

ランク別法人数調

(課税状況調による)

区分		年度				
		R3	R4	R5	R6	R7
資本金等	従業員数	法人数	法人数	法人数	法人数	法人数
50億円を 超える	50人を 超える	10	10	12	10	12
10億円を超え 50億円以下	50人を 超える	8	9	7	7	7
10億円を 超える	50人以下	136	134	134	136	126
1億円を超え 10億円以下	50人を 超える	13	16	15	14	16
	50人以下	111	111	117	118	114
1千万円を超え 1億円以下	50人を 超える	31	34	32	30	30
	50人以下	410	418	410	414	418
1千万円以下	50人を 超える	34	36	34	32	36
上記以外の法人		2,909	2,984	3,035	3,148	3,195
合 計		3,662	3,752	3,796	3,909	3,954

7 市税の徴収経費

(単位:千円)

区 分		令和6年度	
税収入	(1)市税	14,961,062	
	(2)個人の県民税	3,065,660	
	(3)合計	18,026,722	
市 税 の 徴 収 に 要 す る 経 費	人件費	(4)基本給	203,439
		(5)諸手当	116,684
		(イ)超過勤務手当	9,566
		(ロ)税務特別手当	1,212
		(ハ)その他の手当	105,906
		(6)その他	96,138
		(7)小計	416,261
	需要費	(8)旅費	1,515
		(9)その他	205,851
		(10)小計	207,366
	報償金 及び これに 類する 経費	(11)納期前納付の 報償金	0
		(12)納税貯蓄組合 補助金	0
		(13)納税奨励金	0
		(14)その他	0
		(15)小計	0
	その他	(16)その他	13,595
		(17)合計	637,222
県民税 徴収 取扱費	(18)納税義務者数 を基準にした金額	158,070	
	(19)報償金の額に 相当する金額	0	
	(20)合計	158,070	
	(21) (17) - (20)	479,152	
税収入額に 対する徴収 費割合	(22) (17) / (3) %	3.5	
	(23) (21) / (1) %	3.2	
徴税職員数	職員(人)	52	

(令和7年度課税状況調による)

8 固定資産税・都市計画税・特別土地保有税

(1) 納税義務者(令和7年度概要調書による免税点以上のもの)

(単位:人)

区 分	土 地	家 屋	償 却 資 産	計
固定資産税	31,045	34,863	1,531	67,439
都市計画税	30,544	34,414	—	64,958

(2) 土地

ア 調定の状況(令和7年度概要調書による免税点以上のもの)

(単位:千円)

区 分	地 積(m ²)	筆 数	調定標準額
田	3,099,369	4,756	2,250,281
畑	1,280,351	2,553	1,378,540
宅 地	11,219,493	74,194	102,451,229
鉱泉地	8,957	2,431	1,923,402
池 沼	12,732	169	6,042
山 林	12,024,744	8,315	650,840
牧 場	602,473	3	16,953
原 野	4,738,646	1,371	56,957
雑種地	3,727,810	7,179	19,521,144
計	36,714,575	100,971	128,255,388

算 出 税 額	1,793,626
減 免 額	2,516
調 定 額	1,791,110

イ 宅地に関する調(法定免税点以上のもの)

(令和7年度概要調書による)

区分 地区別		地積 (㎡) (イ)	決定価格 (千円) (ロ)	課税標準額 (千円)	単位当り価格	
					平均価格 (円/㎡) (ロ/イ)	最高価格 (円/㎡)
商業地区	繁華街	50,633	2,835,060	1,432,432	55,992	95,346
	高度商業地区	21,418	1,717,739	1,023,316	80,201	96,355
	普通商業地区	1,067,629	44,299,439	22,240,056	41,493	72,770
	計	1,139,680	48,852,238	24,695,804	42,865	96,355
住宅地区	併用住宅地区	1,358,185	41,159,644	17,243,717	30,305	62,236
	高級住宅地区	399,177	15,060,855	4,682,586	37,730	51,861
	普通住宅地区	7,869,234	199,776,065	54,245,635	25,387	57,446
	計	9,626,596	255,996,564	76,171,938	26,593	62,236
工業地区	大工業地区	—	—	—	—	—
	中小工業地区	63,895	1,163,866	785,906	18,215	23,426
	家内工業地区	—	—	—	—	—
	計	63,895	1,163,866	785,906	18,215	23,426
村落	集団地区	—	—	—	—	—
	村落地区	313,307	477,518	200,725	1,524	6,224
	計	313,307	477,518	200,725	1,524	6,224
観光地区		76,015	906,028	596,856	11,919	18,050
合計		11,219,493	307,396,214	102,451,229	27,398	96,355

(3) 家屋

ア 調定の状況(令和7年度当初調定)

(単位:千円)

決定価格(R7概調)		固定資産税				
木造	73,267,369	税額	減免	新築軽減	課税免除	調定額
木造以外	218,572,454					
計	291,839,823	4,071,703	3,834	121,292	718	3,945,859

イ 家屋の増減状況(令和6年度中)(令和7年度概要調書による)

区分		棟数	床面積(㎡)	決定価格(千円)	㎡当り価格(円)
増	木造	261	31,906	2,767,395	86,736
	木造以外	80	63,824	8,684,836	136,075
	計	341	95,730	11,452,231	119,631
減	木造	378	33,699	322,418	9,568
	木造以外	98	19,626	439,497	22,394
	計	476	53,325	761,915	14,288
差引額	木造	△ 117	△ 1,793	2,444,977	—
	木造以外	△ 18	44,198	8,245,339	—
	計	△ 135	42,405	10,690,316	—

ウ 新築住宅等附則第15条の6関係に対する減額状況(令和7年度概要調書による)

区分	件数	減税額(千円)
附則第15条の6第1項に該当	859	43,913
附則第15条の6第2項に該当	1,008	48,569
計	1,867	92,482

(4) 償却資産

ア 調定の状況(令和7年度概要調書)

(単位:千円)

区 分	課 税 標 準 額	調 定 額
市 長 決 定 分	53,242,343	
総務大臣決定分	16,123,420	
県知事決定分	1,617,852	
計	70,983,615	992,684

(5) 都市計画税

ア 調定の状況(令和7年度5月末)

(単位:千円)

区 分	課 税 標 準 額	基 本 税 額	減 免 額	調 定 額
土 地	171,331,775	429,215	529	428,686
家 屋	288,330,660	722,318	619	721,699
計	459,662,435	1,151,533	1,148	1,150,385

(6) 固定資産の概要

ア 令和7年度土地に関する概要調書

区分 地目		地積				決定価格				筆数				単位当り価格	
		非課税地積 (㎡) (イ)	評価総地積 (㎡) (ロ)	法定免税点 未満のもの (㎡) (ハ)	法定免税点 以上のもの (㎡) (ニ)	総額 (千円) (ホ)	法定免税点 未満のもの (千円) (ヘ)	法定免税点 以上のもの (千円) (ト)	(ト)に係る 課税標準額 (千円) (チ)	非課税地 筆数 (筆) (リ)	評価総筆数 (筆) (ヌ)	法定免税点 未満のもの (筆) (ル)	法定免税点 以上のもの (筆) (ロ)	平均価格 (円/㎡) (ワ)	最高価格 (円/㎡) (カ)
田	一般田	50,882	2,348,457	185,970	2,162,487	171,045	14,560	156,485	156,485	172	3,175	366	2,809	73	122
	介在田・市外田	16,935	942,298	5,416	936,882	5,685,408	15,909	5,669,499	2,093,796	67	2,006	59	1,947	6,034	34,090
畑	一般畑	15,743	880,783	85,027	795,756	29,875	3,326	26,549	26,549	53	1,331	226	1,105	34	113
	介在畑・市外畑	73,382	491,398	6,803	484,595	3,549,055	22,389	3,526,666	1,351,991	37	1,531	83	1,448	7,222	34,790
宅地	小規模住宅用地		6,697,764	131,968	6,565,796	183,241,107	1,589,537	181,651,570	30,274,686		46,594	2,025	44,569	27,359	93,567
	一般住宅用地		1,713,107	25,645	1,687,462	38,108,497	53,814	38,054,683	12,682,043		19,040	372	18,668	22,245	63,000
	商業地等(非住宅用地)		2,971,871	5,636	2,966,235	87,722,518	32,557	87,689,961	59,494,500		11,164	207	10,957	29,518	96,355
	計	1,500,124	11,382,742	163,249	11,219,493	309,072,122	1,675,908	307,396,214	102,451,229	2,101	76,798	2,604	74,194	27,153	96,355
塩田		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱泉地		5,067	9,024	67	8,957	1,927,026	3,624	1,923,402	1,923,402	207	2,450	19	2,431	213,545	2,513,665
池沼		6,181	18,499	5,767	12,732	7,190	1,148	6,042	6,042	11	274	105	169	389	2,036
山林	一般山林	1,989,602	13,921,292	2,030,706	11,890,586	320,752	40,362	280,390	280,390	695	10,628	2,694	7,934	23	90
	介在山林	18,213	135,708	1,550	134,158	536,600	3,022	533,578	370,450	81	397	16	381	3,954	14,648
牧場		—	602,473	0	602,473	16,953	—	16,953	16,953	—	3	0	3	28	28
原野		9,672,382	5,509,828	771,182	4,738,646	63,863	6,906	56,957	56,957	406	1,908	537	1,371	12	70
雑種地	ゴルフ場の用地	1,390,451	1,149,840	0	1,149,840	1,009,611	—	1,009,611	706,728	47	51	0	51	878	904
	遊園地等の用地	—	285,006	0	285,006	327,591	—	327,591	229,271	—	72	0	72	1,149	2,094
	鉄軌道単体	97	143,912	0	143,912	952,778	0	952,778	666,438	2	445	0	445	6,621	21,000
	鉄軌道複合利用	—	19,599	0	19,599	582,419	0	582,419	407,693	—	33	0	33	29,717	45,209
	その他の雑種地	900,714	2,152,794	23,341	2,129,453	25,551,052	52,949	25,498,103	17,511,014	1,901	7,037	459	6,578	11,869	91,134
計		2,291,262	3,751,151	23,341	3,727,810	28,423,451	52,949	28,370,502	19,521,144	1,950	7,638	459	7,179	7,577	91,134
その他		69,706,574								28,861					
合計		85,346,347	39,993,653	3,279,078	36,714,575	349,803,340	1,840,103	347,963,237	128,255,388	34,641	108,139	7,168	100,971	8,746	

イ 令和7年度家屋に関する概要調書

区 分		法定免税点 未満のもの	法定免税点 以上のもの	総 数
棟 数	木 造	1,737	29,916	31,653
	木造以外	67	13,781	13,848
	計	1,804	43,697	45,501
床面積 (㎡)	木 造	77,389	3,208,519	3,285,908
	木造以外	1,778	4,264,918	4,266,696
	計	79,167	7,473,437	7,552,604
決定価格(千円)	木 造	142,581	73,267,369	73,409,950
	木造以外	7,184	218,572,454	218,579,638
	計	149,765	291,839,823	291,989,588
単位当り価格(円)	木 造	1,842	22,835	22,341
	木造以外	4,040	51,249	51,229
	平均価格	1,892	39,050	38,661

ウ 令和7年度償却資産に関する概要調書

納税義務者に関する調

区 分	法定免税点 未満のもの	法定免税点 以上のもの	計
納 税 義 務 者	2,312	1,531	3,843

償却資産の価格等に関する調

種 類	決 定 価 格 (千円)	課税標準額 (千円)	課税標準額の内訳		
			法第349条の3ま たは法附則第15 条の規定の適用 を受けるもの (イ)(千円)	(イ)以外のもの (ロ)(千円)	
市長が価格等 を決定したもの	構 築 物	23,521,188	23,470,642	50,546	23,420,096
	機 械 及 び 装 置	19,083,479	18,835,006	189,386	18,645,620
	船 舶	14,503	14,503	—	14,503
	航 空 機	0	0	—	0
	車 両 及 び 運 搬 具	91,246	91,246		91,246
	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	10,841,793	10,830,946	5,610	10,825,336
	小 計 (ハ)	53,552,209	53,242,343	245,542	52,996,801
法第 三百 八十九 条関係	総務大臣が価格等を 決定し配分したもの	21,434,227	16,123,420		
	県知事が価格等を 決定し配分したもの	1,960,425	1,617,852		
	小 計 (ニ)	23,394,652	17,741,272		
法第743条第1項の規定により 県知事が価格等を決定した もの (ホ)	—	—			
合計(ハ)+(ニ)+(ホ)	76,946,861	70,983,615			
同上内訳	市 分 の 額		70,983,615		

(7) 国有資産等所在市町村交付金

ア 調定の状況

区 分	台帳価格(千円)	算定標準額(千円)	交付金(円)	団体数
交 付 金	3,957,610	1,365,349	19,114,600	5

イ 交付金の状況(令和7年度概要調書による)

区 分			国有資産		公有資産		交付金額計 (円)
			標準額 (千円)	交付金額 (円)	標準額 (千円)	交付金額 (円)	
貸 付 金 額	住 宅	1/6 適用	120,122	1,681,700	182,986	2,561,800	4,243,500
		1/3 適用	0	0	0	0	0
		2/5 適用	320,190	4,482,600	397,626	5,566,700	10,049,300
	住 宅 以 外		42,918	600,800	62,192	870,700	1,471,500
	小 計		483,230	6,765,100	642,804	8,999,200	15,764,300
空港の用に供する固定資産 住宅に係るもの(2/5適用)			—	—	—	—	—
国有林野に係る土地			124,584	1,744,100	—	—	1,744,100
発電所の用に供する固定資産 (地方公営企業に係るもの)			—	—	114,731	1,606,200	1,606,200
計			607,814	8,509,200	757,535	10,605,400	19,114,600

9 軽自動車税

車種別台数及び調定額(毎年度当初、減免台数含む。)

(単位:台,千円)

車種		年度		R4	R5	R6	R7	対前年 増減率
		台数	税額					
原 動 機 付 自 転 車	50cc以下	台数	5,799	5,526	5,347	5,254	-1.7	
		税額	11,678	11,130	10,760	10,573	-1.7	
	50cc以下 (電気)	台数	50	47	72	92	27.8	
		税額	131	131	204	242	18.6	
	90cc以下	台数	282	278	276	263	-4.7	
		税額	564	556	552	526	-4.7	
	125cc以下	台数	1,280	1,374	1,432	1,492	4.2	
		税額	3,072	3,298	3,437	3,581	4.2	
	小計		台数	7,411	7,225	7,127	7,101	-0.4
			税額	15,445	15,115	14,953	14,922	-0.2
軽 自 動 車 ・ 小 型 特 殊 自 動 車	軽二輪	台数	1,398	1,421	1,455	1,480	1.7	
		税額	5,033	5,116	5,238	5,328	1.7	
	軽三輪	台数	2	3	3	3	0.0	
		税額	8	11	11	11	0.0	
	四輪乗用	自家用	台数	27,299	27,431	27,619	27,698	0.3
			税額	273,214	281,114	288,654	294,730	2.1
		(電気)自家用	台数	8	74	119	140	17.6
			税額	58	231	904	1,296	43.4
		営業用	台数	2	5	9	11	22.2
			税額	12	34	63	80	27.0
	四輪貨物	自家用	台数	5,272	5,332	5,367	5,396	0.5
			税額	26,848	27,428	27,866	28,256	1.4
		営業用	台数	180	202	191	186	-2.6
			税額	674	752	734	720	-1.9
	農耕用		台数	60	60	66	68	3.0
			税額	144	144	158	163	3.2
	その他のもの		台数	51	49	49	50	2.0
税額			301	289	289	295	2.1	
小計		台数	34,272	34,577	34,878	35,032	0.4	
		税額	306,292	315,119	323,917	330,879	2.1	
二輪の小型自動車		台数	1,233	1,242	1,288	1,317	2.3	
		税額	7,398	7,452	7,728	7,902	2.3	
合 計		台数	42,916	43,044	43,293	43,450	0.4	
		税額	329,135	337,686	346,598	353,703	2.0	

10 市たばこ税

年度別販売本数・調定状況

(単位:本,円)

年 度		摘 要	販 売 本 数			税 額
			旧三級品以外の たばこ	旧三級品	合 計	合 計
R2	販売本数	130,312,392	0	130,312,392	763,267,793	
	前年増減率	-9.6	-100.0	-11.5	-8.4	
R3	販売本数	129,288,556	0	129,288,556	813,169,560	
	前年増減率	-0.8	-	-0.8	6.5	
R4	販売本数	133,873,285	0	133,873,285	877,137,733	
	前年増減率	3.5	-	3.5	7.9	
R5	販売本数	133,273,708	0	133,273,708	873,209,303	
	前年増減率	-0.4	-	-0.4	-0.4	
R6	販売本数	130,063,965	0	130,063,965	852,179,068	
	前年増減率	-2.4	-	-2.4	-2.4	

※税率 旧三級品以外のたばこ 5,262円/1,000本(H25.4.1~H30.9.30)
5,692円/1,000本(H30.10.1~R2.9.30)
6,122円/1,000本(R2.10.1~)
6,552円/1,000本(R3.10.1~)

旧三級品のたばこ 2,495円/1,000本(H25.4.1~H28.3.31)
2,925円/1,000本(H28.4.1~H29.3.31)
3,355円/1,000本(H29.4.1~H30.3.31)
4,000円/1,000本(H30.4.1~R1.9.30)
5,692円/1,000本(R1.10.1~R2.9.30)
6,122円/1,000本(R2.10.1~)
6,552円/1,000本(R3.10.1~)

11 入 湯 税

ア 年度別調定徴収状況

(単位:人,千円,件)

区分 年度	入湯客数 (当該年度分のみ)	調定額		収入額		特別徴収 義務者数
		現年課税分	滞納繰越分	現年課税分	滞納繰越分	
R4	1,838,917	426,290	2,600	426,240	676	143
R5	2,294,292	535,313	1,473	535,312	0	144
R6	2,333,423	553,411	431	553,199	1	157

イ 入湯税の使途

(単位:千円)

区分	環境衛生施設の 整備	鉱泉源の保護 管理施設の整備	観光の振興・ 観光施設の整備	消防施設等の整備	別府市観光みらい創造基 金積立金(超過課税分)	計
R4	18,880	62,874	174,271	29,241	141,650	426,916
R5	32,464	48,877	222,642	31,281	200,048	535,312
R6	19,855	105,316	151,013	65,598	211,418	553,200

ウ 課税免除対象人員調

(単位:人)

区分 年度	年齢12歳未満の者	修学旅行を目的とする 高等学校以下の団体等
R4	206,895	17,633
R5	206,499	9,915
R6	216,673	7,527